

2020年05月現在

コングレスクエア羽田利用規則

(定義)

第1条 本規則で使用する用語の定義は、別段の定めのない限り、次の各号に定めるとおりとします。

(1) 「当施設」とは、次の施設をいうものとします。

施設の名称：「コングレスクエア羽田」

所在地：東京都大田区羽田空港一丁目1番4号

建物の名称：「HANEDA INNOVATION CITY」（以下、「当建物」という。）

構造・規模：鉄骨造・地上7階・地下1階建

(2) 「利用者」とは、利用申込者およびその関係者をいいます。

(3) 「当建物所有者等」とは、当施設および当建物所有者その他の関係者をいいます。

(4) 「催事来場者」とは、当施設で開催される催事に参加する来場者をいいます。

(目的)

第2条 本規則は、当施設の利用について定めるものです。

利用者は、本規則の内容を確認のうえ、本規則、関係法令および関係規則に従い、当建物所有者等の指示のもとで当施設を利用することに同意のうえ、お申込みください。

2 本規則は、今後予告なく変更する場合がありますので、予めご了承ください。

(営業日)

第3条 当施設は原則として、年末年始をのぞき、通年営業いたします。ただし、設備保守点検、修理等により臨時に休館することがあります。

(営業時間)

第4条 当施設の営業時間は、原則として9時から21時までです。ただし、当施設または当建物の点検、修理等のため臨時に変更することがあります。

2 営業時間外の利用をご希望の場合には予約センターへご相談ください。

(利用時間区分)

第5条 当施設の利用時間区分は、原則として下表のとおりです。お申込みの際は希望の利用時間区分をご指定ください。また、この利用時間区分以外のご利用をご希望の場合にはご相談ください。

利用時間区分	利用時間
午 前	9 : 00 ~ 12 : 00
午 後	13 : 00 ~ 17 : 00
夜 間	18 : 00 ~ 21 : 00
午前+午後	9 : 00 ~ 17 : 00
午後+夜間	13 : 00 ~ 21 : 00
全 日	9 : 00 ~ 21 : 00

- 2 お申込み利用時間区分には催事の本番時間だけでなく、利用会場内外の設営・準備から催事終了後に原状回復を完了させて退出する時間までを含みます。
 お部屋の開錠、ご入室は、利用時間の15分前とさせていただきます。
 また、退出時間が利用時間を超えた場合には追加料金を申し受けます。予めご了承ください。

(問合せ時間)

第6条 当施設利用等のお問合せ・予約の受付時間は、月曜日から金曜日（年末年始、国民の祝日または当施設の臨時休館日を除く。）の10時から18時までです。

(問合せ方法)

第7条 当施設へのお問合せにあたっては、電話または当施設ホームページからお問合せください。

- 2 会場の見学については必ず事前にご予約ください。会場の利用状況によりご希望に添えない場合もありますので、予めご了承ください。

(予約受付開始日)

第8条 当施設利用の予約受付開始日時は、下表のとおりです。表中の初日が、年末年始、国民の祝日または当施設の休館日にあたる場合は、翌営業日となります。ただし、当施設が別途認めた場合はこの限りではありません。

利用範囲	予約受付開始日
ホールの利用（同時にルーム、ラウンジまたは控室を利用する場合も含む）	利用開始予定日の12ヵ月前の当該月の初日
ルームの利用（同時にラウンジまたは控室を利用する場合も含む）	利用開始予定日の6ヵ月前の当該月の初日

(利用料金について)

第9条 施設利用料金および附帯設備・備品や附帯サービス等の利用料金（以下総称して、「料金」という）は、別に定める「施設利用料金表」および「附帯サービス料金表」をご参照ください。

2 料金の金額および内容は予告なく改定する場合があります。

(お支払いについて)

第10条 施設利用料金については、消費税および地方消費税を加算した金額を前払金として、請求書記載の支払期日までに着金するよう事前にお支払いください。施設利用日をもって当該前払金を、施設利用料金に充当いたします。なお、お支払いの時期および金額は下表のとおりです。

利用会場	お申込み時	利用開始日の 30日前まで
ホールの利用（同時にルーム、ラウンジまたは控室を利用する場合も含む）	施設利用料金の 50%相当額	施設利用料金の 50%相当額
ルームの利用（同時にラウンジまたは控室を利用する場合も含む）	施設利用料金の 100%相当額	—

- 2 附帯設備・備品や附帯サービス等の利用料金およびその他の費用、負担金等については、ご利用後に請求書をお送りしますので、請求書記載の支払期日までに着金するようお支払いください。ただし、当施設が事前のお支払いが必要と判断した場合には支払期日までに全額お支払いいただくことがありますので予めご了承ください。
- 3 料金に係る消費税および地方消費税については利用日時点の税率を適用いたします。事前にお支払いいただいた後に税率が変更になった場合には追加で差額をお支払いいただきます。
- 4 料金は、当施設の指定口座へ振込む方法によりお支払いください。なお、クレジットカードでのお支払いはできませんので、予めご了承ください。また振込手数料は、利用者のご負担ください。

(申込みの制限)

第11条 次の各号に該当すると当施設が判断した場合には、当施設利用のお申込みをお受けできないことがありますので予めご了承ください。

- (1) 満室または最適な会場が用意できないとき。
- (2) 第18条各号に該当する場合。または、そのおそれがあるとき。
- (3) 当施設の他の利用者やその主催する催事等に不都合もしくは支障の生じるおそれ

があるとき。

- (4) 前各号に掲げる場合のほか、当施設または当建物の管理運営上、その他の都合によりお申込みをお受けできないとき。

(申込方法)

- 第12条 当施設の利用にあたっては、電話等（電話・FAX・電子メール）にて空き状況をお問い合わせのうえ、「お問合わせ票」にて仮予約をお申込みください。当施設からの仮予約受諾の連絡をもって仮予約の成立となります。仮予約の有効期限は、仮予約成立から7日後の受付終了時刻までです。7日後が休館日にあたる場合は翌営業日の受付終了時刻までとなります。これを過ぎた場合は仮予約の取り消しをいたします。
- 2 利用申し込みについては当施設が審査を行います。「お問合わせ票」およびその他、必要に応じて提出をお願いする利用者に関する資料等の受領後、当施設において諾否の判断を行ったうえで、「会場利用申込書」をお送りします。ただし、当施設の審査結果に関する理由の開示要請、その他利用者からのご質問にはお答えできませんので、予めご了承ください。
- 3 「会場利用申込書」に必要事項をご記入の上、仮予約中に、当施設担当者に直接お渡しいただくか、郵便、FAX、電子メールにてご送付ください。「会場利用申込書」の受領をもって正式な利用申し込みとなります。口頭、電話による当施設利用の申込みは受付できませんので、予めご了承ください。
- 4 「会場利用申込書」の内容に変更がある場合は、必ず書面で当施設までご連絡ください。なお、大幅な変更の場合は、内諾を取り消す場合があります。
- 5 「会場利用申込書」の受領・確認後、当施設より「利用承諾書」を発行・送付します。

(予約の成立)

- 第13条 当施設の予約は当施設が「利用承諾書」を発行した時点で成立するものとします。なお、「利用承諾書」は、当施設利用が終了するまで大切に保管してください。

(利用者の都合による予約の取消し等)

- 第14条 予約の成立後、利用者の都合により、予約の取消し、利用会場・利用日・利用時間区分等、予約内容の変更または利用開始後の利用の停止を希望する場合には、すみやかに当施設まで申し出てください。この場合、次条で定めるキャンセル料を申し受けません。
- 2 予約の取消しのお申し出にあたっては「キャンセル申請書」に必要事項を記入のうえ当施設担当者に直接お渡しいただくか、郵便、FAX、電子メールにてご提出ください。
- 3 予約内容の変更は、原則として利用者のご都合による従前の予約の取消しおよび新たな利用の申込みがあったものとみなします。
- 4 利用日当日の開錠後における利用の停止は、利用停止時点以後の利用について利用者のご都合による権利の放棄があったものとみなします。

(キャンセル料等)

第15条 予約成立後、次の各号に該当した場合には、キャンセル料を申し受けます。

- (1) 前条の事由による予約の取消または予約内容の変更。
- (2) 第18条第1項第1号より第14号までの事由による予約の取消または利用の停止。

2 前項のキャンセル料は、「キャンセル申請書」の到着日を基準日とし、第10条第1項により算出した前払金の金額をもとに下表のとおり申し受けます。なお、キャンセル料は、申しいただいた利用会場ごとに個別に算定いたします。

(1) ホールのご利用

「キャンセル申請書」の到着日	キャンセル料
利用開始予定日の3ヵ月前の前日の受付終了時刻まで	30%
利用開始予定日3ヵ月前以降、2ヵ月前の前日の受付終了時刻まで	50%
利用開始予定日の2ヵ月前以降	100%

(2) ルーム・ラウンジ・控室のご利用

「キャンセル申請書」の到着日	キャンセル料
利用開始予定日の1ヵ月前の前日の受付終了時刻まで	30%
利用開始予定日の1ヵ月前以降、2週間前前日の受付終了時刻まで	50%
利用開始予定日の2週間前以降	100%

- 3 第1項各号のいずれかに該当し、予約の取消し、予約内容の変更または利用の停止があった時点までに、当施設もしくは当施設が指定する業者等が第三者に対して既に支払い、またはその時点以降に支払わなければならない費用、その他当施設が損失を被る場合、前項のキャンセル料とは別に利用者にもその損失を補償していただきます。
- 4 第18条第1項第15号もしくは第16号に基づき当施設が予約を取消し、または利用を停止した場合、当施設はキャンセル料を請求しません。ただし、予約を取消した時点までに、当施設または当施設が指定する業者等が第三者に対して既に支払い、またはその時点以降に支払わなければならない費用、その他当施設が損失を被る場合、その損失を補償していただきます。また、利用を停止した時点までに利用者が既に利用した部分にかかる料金、その他当施設もしくは当施設が指定する業者等が第三者に対して既

に支払い、またはその時点以降に支払わなければならない費用、その他当施設が損失を被る場合、その損失を補償していただきます。

- 5 当施設から利用者への返金にかかる振込手数料は、第18条第1項第15号もしくは第16号の事由により当施設が予約を取消し、または利用を停止した場合を除き、利用者にご負担いただきます。

(利用者の責務)

第16条 利用者は本規則、関係法令および関係規則の定める事項を遵守し、利用者の責任において催事の管理・運営を行ってください。

- 2 万が一の災害・事故に備えて利用前に非常口、避難誘導経路・方法、消火器・消火栓の位置等を確認し、関係者全員に周知徹底してください。
- 3 当施設の利用期間中（設営・準備から原状回復まで）は、利用施設の管理、秩序の維持、催事来場者・関係者の整理・誘導、安全確保、盗難・事故防止等は利用者が責任をもって行ってください。
- 4 利用期間中利用者の責任者は、安全管理のため、当施設の利用期間中（設営・準備から原状回復まで）は当施設内に常駐し、常に連絡の取れる状態でいてください。

(事前打合せ)

第17条 利用者は下表の期日までに当施設の担当者と施設利用に関する詳細な打合せを行ってください。特に、ホールを利用される場合は実際に利用会場を下見したうえでの打合せをお勧めします。なお、利用会場の下見については、必ず事前に当施設に連絡してください。

利用会場	打合せ期日
ホールの利用（同時にルーム、ラウンジまたは控室を利用する場合も含む）	ご利用日の1ヵ月前まで
ルームの利用（同時にラウンジまたは控室を利用する場合も含む）	ご利用日の1週間前まで

(予約の取消しまたは利用の停止)

第18条 利用者が次の各号に該当すると当施設が合理的に判断した場合、予約を取消しまたは利用を停止させていただくことがあります。なお、その結果、利用者に損害が生じても当施設および当建物所有者等は一切責任を負いません。

- (1) 次条および第20条の禁止事項に該当する、または該当するおそれがある場合。
- (2) 当施設が求めた催事に関する情報等を提示しない場合。
- (3) 当施設の指定期日までに、料金等の支払いが確認できない場合。
- (4) 事前連絡なく予定の利用開始時刻から2時間を経過しても当施設に到着せず、当施設の利用を開始しない場合。

- (5) 「会場利用申込書」に記載する利用目的と異なる目的に利用するなど本規則に違反した場合、または「会場利用申込書」等の書類に虚偽の記載をした場合。
- (6) 利用者または催事来場者が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、暴力団関係者その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」という。）である場合、または反社会的勢力である旨を伝えた場合。
- (7) 利用者が、ネットワークビジネス等の勧誘団体、当施設の品位を著しく損なう団体、当施設または当建物および近隣に迷惑をおよぼすおそれのある団体である場合。
- (8) 詐術、暴力的行為または脅迫的言動を行った場合。
- (9) 本規則を遵守せず、または当施設の指示に従わない場合。
- (10) 関係官公署への届出・許可申請等必要な手続を怠った場合。
- (11) 関係官公署から催事の中止命令・勧告・要請が出された場合。
- (12) 催事来場者の整理・誘導等の警備を行ううえで必要な警備員・係員の人数が不足し、催事を安全に開催できないおそれのある場合。
- (13) 破産手続、民事再生手続または会社更生手続開始の申立てがあった場合。
- (14) 自ら振出した手形もしくは小切手の不渡り処分、または手形交換所の取引停止処分を受けた場合。
- (15) 天災地変等の不可抗力事由またはそれらに伴う国・自治体等公的機関からの休業要請等によって当施設の貸出・利用が困難またはできない場合。
- (16) 前各号に掲げる場合のほか、当施設または当建物の管理運営その他の都合により当施設をご利用できない場合。

(当建物内の禁止事項)

第19条 利用者による当建物内での次の各号に掲げる行為は、禁止されておりますので、お控えいただくとともに、催事来場者が当該行為を行わないようにご指導ください。

- (1) 当建物所有者または当施設の書面による事前の承諾なく次のもの等の危険物・不潔悪臭源・その他他人の迷惑となる物品・物質を持ち込みまたは製造・保管・使用等を行うこと。
 - ①銃砲、刀剣類、爆発性・発火性を有する危険な物品等
 - ②有毒物質、アスベスト含有物質、鉛等重金属含有物質、ポリ塩化ビフェニール含有物質、ラドンガス含有物質、オゾン層破壊物質等、土壌・地下水・大気等環境汚染をもたらす可能性のある物質
- (2) 他のテナント、近隣住民等に迷惑を及ぼす騒音等を発生すること。
- (3) 当建物所有者または当施設の書面による事前の承諾なく共用部分で催事・集会等を実施すること。
- (4) 当建物所有者または当施設の書面による事前の承諾なく共用部分で物品販売、募金、印刷物等の配布をすること。

- (5) 当建物の共用部分に物品を放置すること。
- (6) 当建物所有者または当施設の書面による事前の承諾なく、共用部分に看板・掲示板・広告標識・貼紙等を設置またはチラシの配布、看板・垂れ幕・旗の掲揚等の行為を行うこと。
- (7) 屋上・機械室等の危険箇所および立入禁止箇所へ立ち入ること。
- (8) 当建物所有者または当施設の書面による事前の承諾なく館内に動物を持ち込んだり(盲導犬、介助犬、聴導犬等の補助犬は除く)、飼育すること。
- (9) 自転車・オートバイ等を放置すること。自転車・オートバイ等を所有者指定の駐輪場等以外に置くこと。
- (10) 指定場所以外の場所で喫煙すること。
- (11) 石油ストーブ・電気ストーブ・コンロ等を使用すること(排気不要の電熱機器は除く)。貸室内で裸火・火気(キャンドル・固形燃料等を含む)を使用すること。
- (12) 塵芥・生ゴミ処理容器にガラス・金属・ビニール等不燃物を混入すること。
- (13) 防火シャッター下部および消火器・消火栓の前に物品を放置すること。
- (14) 避難扉を非常時以外に開放すること。
- (15) 便所等で給排水設備の故障原因となる行為をすること。
- (16) 洗車・オイル交換等を行うこと。
- (17) 自動車を指定場所以外に置くこと。
- (18) 風俗営業その他公序良俗に反する行為を行うこと。
- (19) 暴力組織への加入、暴力組織関係者の出入り、宗教団体への強制勧誘活動、違法な勧誘活動等を行うこと。
- (20) その他、当建物の維持管理上支障となる、または安全・美観・品位の保持等に好ましくないと当建物所有者等もしくは当施設が判断する行為を行うこと。

(当施設内の禁止または制限事項)

第20条 当施設は、利用者および催事来場者による次の各号に掲げる行為を禁止または制限します。当施設内で他の利用者および催事来場者による以下の行為を発見した場合は、速やかに当施設のスタッフまでお知らせください。

- (1) 法令に違反するおそれのある行為。
- (2) 反社会的勢力による利用。
- (3) ネットワークビジネス等の勧誘行為。
- (4) 振動、悪臭の発生など、他の利用者、来場者または当建物の入居者、その他の第三者に迷惑、不快感をおよぼすおそれのある行為、または衛生管理上有害な行為。
- (5) 当施設の事前の承諾なしに、第三者に当施設利用の権利を譲渡すること。
- (6) 当施設および当建物の構造物、設備、備品を破損・汚損する、またはそのおそれのある行為(例:床面、壁面、備品等への画鋸、粘着テープ等の使用)。
- (7) 当施設の事前の承諾なしに、当施設内で客引き、ビラ配り等の活動または運営行為をすること。

- (8) 当施設の事前の承諾なしに、当施設内でゼッケンを着用し、看板、掲示板、広告標識、垂れ幕、誘導案内、ポスター、プラカード、旗、幟、貼り紙等を掲示する行為。
- (9) 来場者数が当施設の許容範囲を超え、安全上問題がある、または他の利用者もしくは当建物の入居者、その他の第三者に迷惑を及ぼすおそれのある行為。
- (10) 仮設ステージまたは大規模な展示パネル等の制作物に、可燃物を使用する行為。
- (11) 次のものを当施設または当建物へ持込む行為。
 - ・ 飲食物（食品の安全確保のためまた公衆衛生の見地から、持込みを禁止）
 - ・ 腐敗物（臭気を伴うもの、または衛生管理上支障があるもの）
 - ・ 遺体
 - ・ 当施設に不適合な機器等（大型の機器、重量物等）
- (12) 当施設の事前の承諾なしに、募金活動、印刷物等の配布をすること。
- (13) 当施設の事前の承諾なしに、録音、録画、撮影する行為（催事自体の記録を目的とする行為を除く）。
- (14) 当施設の事前の承諾なしに行う楽器演奏等。
- (15) 当施設の事前の承諾なしに、当施設内に看板・広告物を設置すること、または窓ガラス等へ広告、サイン等の掲示をすること。
- (16) 当施設および当建物で宿泊すること（宿泊施設を除く）。
- (17) 当施設で調理・炊事等すること（パントリーを除く）。
- (18) 特定の政治活動または宗教活動を行うこと。
- (19) デモ行為、圧力行為を目的とした催事を行うこと。
- (20) 当施設の許可なく共用部分で飲食すること（全館貸切時を除く）。
- (21) その他不適当または当施設の運営管理上支障がある行為。

（注意事項）

第21条 当施設の利用に際して利用者は、当施設の指示に従い次の各号に掲げる事項についてもご注意ください。

- (1) 万一の事故や災害に備え、本規則に従い、利用者の責任者を定め、当施設と連絡、調整しながら、火災・事故防止に努めること。
- (2) 多数の催事来場者が想定され、待ち列の整理・誘導が必要と考えられる場合には、当施設内から当建物の共用部分へ催事来場者が溢れないようにし、避難誘導、警備等に必要な警備員、係員数を利用者の責任と負担において配置すること。
- (3) 当施設内のレイアウト変更、各種工事に関しては事前に当施設の担当者と内容を協議のうえ、その指示に従って実施してください。なお、施設の利用に関わる電話工事、警備および清掃は当施設の指定業者にご依頼ください。
- (4) 当施設において電気工事等免許または資格が必要な作業を行う必要がある場合（会場見取り図、電気容量計算書等の資料を作成のうえ免許証、資格証等の写しを添付して当施設へ事前にご提出ください）。
- (5) 当施設へ荷物の搬入・搬出を行う必要がある場合、利用開始日の10日前までに当

施設へ「荷捌駐車スペース利用申請書」をご提出ください。また、搬入・搬出は1階のHICity物流センター経由で行ってください。なお、搬入・搬出の時間、場所、方法については当施設または当建物側で調整し、指示しますので従ってください。また、作業終了後はすみやかに車両を移動させてください。

- (6) 展示物等の搬入・搬出など当建物の構造物、設備、備品を汚損・破損させるおそれのある場合には、当施設または当建物側の指示に従い、利用者の責任と負担において床面、壁面を養生してください。
- (7) 催事に必要な荷物を当施設宛に送付する場合、必ず事前に担当者にご相談ください（多量の荷物または大型荷物の場合、保管場所として有料で利用会場を借上げいただくことがあります。なお、荷物の破損・不足等の損害について当施設は一切責任を負いません）。
- (8) 当施設には専用駐車場はありません。当建物の東側平面駐車場または近隣の一般有料駐車場をご利用ください。
- (9) 当施設または当建物所有者等は、当施設または当建物の安全かつ円滑な管理運営のため、利用会場内に立入り、設備・器具等を点検し、必要な処置を行い、また、室内をモニターする場合があります。
- (10) 当施設内で喧嘩・事故・不審物・不審者・利用規則違反者、怪我人・病人・火事を発見した場合には、速やかに当施設のスタッフに連絡してください。

（相談事項）

第22条 当施設の利用にあたって利用者は、次の各号に掲げる事項について、必ず事前に当施設にご相談ください。その他利用に関しては、当施設と協議のうえ、当施設の指示に従ってください。

- (1) 印刷物等で当施設または当建物の名称、ロゴマーク、画像等の使用。
- (2) 当施設のラウンジ、ホワイエ、通路等の使用。
- (3) 弁当、飲料、ケータリングサービス等。
- (4) 当施設または当建物内に、什器、物品等を持ち込む場合。
- (5) 利用会場内の映像、音響設備の操作についての専門スタッフの手配（専門スタッフの料金については附帯サービス料金表を参照ください）。
- (6) 当施設内での物品販売等。
- (7) 利用途中のレイアウト変更（利用途中のレイアウト変更は設備等の破損、汚損または事故の原因となります）。
- (8) 催事自体の記録以外の目的での当施設または当建物内における録音、録画、撮影行為。
- (9) 当施設内での音楽系催事（合唱、発声練習等を含む）の開催。
- (10) 当施設または当建物内での看板、誘導案内、ポスター、プラカード、旗、幟、貼り紙の掲示。

(関係官公庁への届出等)

第23条 当施設の利用に関して関係法令に定められた関係官公庁への届出等が必要な場合には、利用者の責任と負担において届出を行い、関係官公庁の指示に従ってください。この場合、利用者は届出内容について事前に当施設の承諾を受けた後に関係官公庁へ提出し、提出後ただちにその届出等の手続きが完了したことを証する書類の写しを催事の前に当施設へご提出ください。

(原状回復およびゴミ処理)

第24条 当施設の利用終了までに、利用した設備・備品は原状に回復すると共に、利用会場等の清掃、および当施設が掲示を承認したポスター等の装飾物・掲示物等の撤去、ゴミの処理を利用者の責任と負担において実施してください。

- 2 当施設または当建物内に残置した物品については利用者が所有権を放棄したものとみなし、利用者の費用負担において当施設が任意に処分します。

(免責)

第25条 当施設利用中の安全管理は、利用者の責任で行ってください。また、当施設の準備・撤去期間を含む利用期間中に利用者または来場者に発生した人的・物的損害について、当施設は自らの重大な過失が無い限り一切の責任を負いません。

- 2 天災地変、火災、その他当施設または当建物所有者等の責めに帰すことのできない事由により当施設の利用が困難となった場合、当施設および当建物所有者等は利用者の損害について一切の責任を負いません。またこの場合、利用者は、当施設および当建物所有者等に対して異議申立て、補償、賠償等一切の請求を行うことができないものとします。

(損害の賠償)

第26条 利用者が、当施設および当建物の構造物・設備・備品等を破損・汚損・紛失等した場合、他の利用者、来場者、または当建物の入居者、その他の第三者に対して損害を与えた場合、または当施設もしくは当建物の管理運営に支障をきたすような事態を招いた場合、利用者に当施設または第三者が被った損害を賠償していただきます。

- 2 当施設の責めに帰すべき事由により利用者が損害を被った場合、当施設は受領する料金の範囲内において賠償します。この場合、機会損失等の逸失利益に関して、当施設および当建物所有者等はその損害賠償の責任を負いません。
- 3 万一に備え、利用者は自己の責任と負担において必要な損害賠償保険、傷害保険などに加入してください。

(遅延利息)

第27条 利用者が当施設に対して負担する料金等の債務を当施設の指定する期日までに履行しない場合、当施設はその金額に対して年 14.6%の割合で算定した遅延利息（日

割り計算による)を請求します。

(準拠法および管轄裁判所)

第28条 本規則の適用については日本国の法令を準拠法とし、当施設の利用に関する訴訟等については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上